

医療計画作成指針等の一部改正について

1 経緯

平成 29 年 3 月 31 日付けで、厚生労働省から都道府県に対し、新たな医療計画作成指針等について通知され、4 月以降、その内容に基づいて計画の見直しを進めてきたところである。同年 7 月 31 日付け及び 8 月 10 日付けで上記通知の一部改正等について新たに通知された。その概要は、以下のとおりである。

2 医療計画作成指針等の一部改正について

(1) 基準病床（一般及び療養病床）について

基準病床数と既存病床数の比較だけでなく、地域医療構想に定める病床数の必要量を踏まえて対応する必要がある旨の記載が追加された。

(2) 医療従事者について

以下のような記載内容が追加された。

ア 医師

- ・ 地域枠の入学者は、原則として地元出身者に限定すること。
- ・ 地域枠医師の増加や就業義務年限を前提とした、キャリア形成プログラムを都道府県（地域医療支援センター等）が大学と連携のうえ、策定すること 等

イ 歯科医師

医科歯科連携の更なる推進に向けた病院における歯科医師の役割の明確化等に係る記載

ウ 薬剤師

「患者のための薬局ビジョン」を踏まえた研修等に係る記載

エ 看護師

看護師確保に向けたナースセンターによる復職支援や離職防止、特定行為研修等に係る記載

3 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

(1) 脳卒中

- ・ 急性期の医療体制について、単一の医療機関で 24 時間での診断・治療体制が確保できない場合は、地域の複数の医療機関が連携した体制を確保
- ・ 個々の患者の症状に基づき、回復期リハビリテーションの適応ができる体制の確保 等

(2) 急性心筋梗塞等の心血管疾患

- ・ 急性大動脈解離の急性期医療の提供体制の確保に必要な圏域の設定についての検討
- ・ 慢性心不全の増悪時における提供体制の確保
- ・ 疾病管理プログラムに基づく、回復期及び在宅療養環境の提供体制の整備

※ (1)・(2)については、国の「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」での検討を踏まえた内容であること。

(3) 精神疾患

- ・ 認知症疾患医療センター等の整備による早期診断・対応体制の整備
- ・ 急性期病院における認知症対応能力の向上 等

(4) 周産期

産科医のいない二次医療圏の現状把握による、圏域設定の見直し及び提供体制の確保

(5) 在宅医療

- ・ 地域医療構想で推計した訪問診療の需要に対応する医療提供施設の数値目標を原則、設定
- ・ 「退院支援」「急変時の対応」及び「看取り」の機能ごとの数値目標の設定を検討
- ・ 「訪問看護」「訪問歯科診療」及び「訪問薬剤管理指導」の主要な職種ごとの数値目標の設定を検討